

大阪市子ども・子育て支援法施行細則の規定による利用者負担額等の決定に関する要綱の一部の改正等を行う要綱

第1条 大阪市子ども・子育て支援法施行細則の規定による利用者負担額等の決定に関する要綱(平成27年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、大阪市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年大阪市規則第15号。以下「規則」という。) <u>第12条</u> の規定による利用者負担額及び私立保育所保育料の額(以下「利用者負担額等」という。)の決定について定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 [略] 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 [削る] <u>(1)～(4)</u> [略] (疾病、失業等により著しく収入が減少した場合の利用者負担額等)	(趣旨) 第1条 この要綱は、大阪市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年大阪市規則第15号。以下「規則」という。) <u>第11条</u> の規定による利用者負担額及び私立保育所保育料の額(以下「利用者負担額等」という。)の決定について定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 [同左] 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1)</u> 規則別表 規則別表第1から規則別表第3まで並びに規則附則別表第1及び規則附則別表第2をいう。 <u>(2)～(5)</u> [同左] (疾病、失業等により著しく収入が減少した場合の利用者負担額等)

第9条 支給認定保護者の属する世帯の生計を維持する者が、心身の重大な障がい、長期入院、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失又は失業による収入の減少により、次の各号に該当する場合における当該年度の6月から8月までに受けた特定教育・保育等分の利用者負担額等は、当該支給認定保護者の申請により、当該各号に定める階層区分による利用者負担額等とすることができる。 〔(1) 略〕 (2) 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第57条第1項の規定により当該年度の市町村税が減免された場合 その減免された額を当該年度の市町村民税の所得割の額から控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0）をその者の市町村民税の所得割の額とし、その他の算定対象扶養義務者の当該年度の市町村民税の所得割の額を合算した額を市町村民税所得割合算額とした場合の階層区分	第9条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第45条の規定により当該年度の市町村税が減免された場合 その減免された額を当該年度の市町村民税の所得割の額から控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0）をその者の市町村民税の所得割の額とし、その他の算定対象扶養義務者の当該年度の市町村民税の所得割の額を合算した額を市町村民税所得割合算額とした場合の階層区分
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

第2条 大阪市子ども・子育て支援法施行細則の規定による利用者負担額等の決定に関する要綱は、廃止する。

附 則（令和8年8月28日こども青少年局長決裁）

- 1 この要綱は、令和8年8月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 令和8年8月以前の月における特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額等の決定については、この要綱第2条の規定による廃止前の大阪市子ども・子育て支援法施行細則の規定による利用者負担額等の決定に関する要綱の規定は、なおその効力を有する。